

令和5年9月1日付けで公示した島根海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第6項の規定により、当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和7年3月13日

島根県知事 丸山 達也

1. 島根海区漁場計画の変更内容

別添1のとおり

2. 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

（1）島根海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

別添2のとおり

（2）漁場の図面

別添3のとおり

3. 変更後の島根海区漁場計画の定第16号に係る漁業の免許予定日

令和7年7月1日

4. 3に係る申請期間

令和7年3月13日から同年5月20日まで